

先行予約ができます

01

予約開始日	予約ができる方	予約方法
2019 年 12 月 4 日(水) 9 時から	継続記帳講座にご加入の方	ハガキにてご案内します。(11/15 発送) 予約方法はハガキに記載。
	役員の方	会議・役員ニュースにてご案内します。
2019 年 12 月 10 日(火) 9 時から	新規会員の方	ハガキにてご案内します。(11/15 発送) 予約方法はハガキに記載。
	メールで予約の方	メールアドレスご登録の方に先行予約案内を配信 します。(下記参照・12 月 3 日配信)
	FAX で予約の方	FAX 先行予約用紙に記入し、当会へ FAX してくだ さい。用紙は、今回のあおいろスクエアと一緒に お届けしています。
2020 年 1 月 10 日(金) 当日限り	あおいろスクール (第 4 回) にご出席の方	あおいろスクール第 4 回の説明終了後、説明会場 にて予約を受け付けます。
2020 年 1 月 15 日(水) 9 時から	上記以外の一般会員の方	ハガキにてご案内します。(11/28 発送) 予約方法はハガキに記載。

## メールで決算申告相談会をラクラク予約

決算申告相談会の電話予約は大変混み合います。

メールアドレスを当会にご登録いただくと、電話予約より先行してメールで予約ができます。

また、奇数月に「あおいろスクエア」(メール版)が配信されます。

※すでに「あおいろスクエア」がメールで届いている方には、先行予約案内メールが配信されます。

✉ [airokai@poppy.ocn.ne.jp](mailto:airokai@poppy.ocn.ne.jp) へ、事業主氏名と会員番号を入力して送信してください。

**登録期限： 11 月 29 日(金)まで**

2019 年分決算申告相談会の先行予約案内メールを希望される場合は、上記登録期限までにお手続きください。

### メール登録をされた方をご確認ください！

メール登録をされた方へ、11 月 1 日にあおいろスクエアメール版を一括配信します。会員様のメール受信設定によっては、迷惑フォルダに振り分けられるなど、一括配信メールが受信できないことがございます。11/1 あおいろスクエアメール版が届かなかった方、特に、携帯メールアドレスをご登録の方は受信設定をご確認ください。

## 決算申告相談会運営費 1,000 円

02

決算申告相談会では、確定申告書をパソコンで作成するため、会員様ご自身に清書をしていただく必要がなくなりました。しかしながら、物価高騰・消費税率の引き上げ等により、インクや印刷用紙代等の相談会運営費用の捻出が困難となっております。当面の間、年会費の値上げを据え置き、決算申告相談会をご利用いただく皆様に、運営費のご協力をお願い申し上げます。

**決算申告相談会ご利用の際は、運営費 1,000 円のご協力をお願い申し上げます**

事業主さん以外の

ご家族分の還付申告  
不動産・事業の共有名義分の決算・確定申告

は

税務署の確定申告会場へ  
またはご自身で作成

会員登録のない方の、決算書・確定申告書はお預かりできませんので、ご注意ください。  
事業主さんの分と一緒に、青色申告会の相談会場での作成を希望される場合は申し込みが必要です！

☎025-224-9752 へ、事業主氏名・家族会員氏名・業種（事業・不動産・農業・還付）をご連絡ください。

登録期限： 11月15日(金)まで

前年、青色申告会へ決算書を提出された方へ青色申告会よりお届けします

当会発送日1/20より早く、決算書等の用紙を受け取りたい方は下記にて配布します。

12月24日より開催の 年末調整個別相談会（あおいろスクエア2ページに掲載）

1月10日開催の あおいろスクール第4回（あおいろスクエア1ページ・3ページに掲載）

当会より決算書等をお届けしない方

- ・前年、青色申告会を経由せず税務署へ提出された方（税務署より郵送されます）
- ・ブルーリターンAやイータックスをご利用の方（用紙は必要ございません）

サービス内容	手数料	
<b>イータックス</b> 決算申告相談会にて完成した決算書・確定申告書をイータックスにて提出します。 行政機関・金融機関等に確定申告書の写しを提出される方は、イータックスをご利用ください。	ブルーリターン利用 +マイナンバーカードあり	1,000 円
	ブルーリターン A 利用 +マイナンバーカードなし	2,000 円
	手書きで記帳 または ブルーリターン A 以外の会計ソフト利用	4,000 円
<b>総勘定元帳の印刷</b> ブルーリターン A で作成した帳簿を印刷します。 印刷する量が多く、ご自宅で出来ない方はご利用ください。	ご自宅で印刷する方 電子帳簿保存法の適用を受けている方	必要なし
	電子帳簿保存法の届出をしていないため 当会に印刷を依頼	2,000 円
<b>消費税申告書の計算・作成</b> 消費税申告書の計算はたいへん複雑です。当会ではパソコンを利用して、計算・作成をします。		5,000 円